墓地改葬許可申請について

令和５年７月更新

改葬とは、今まで埋葬（納骨）していた墓地(納骨堂)から、別の墓地(納骨堂)に移すことをいいます。申請書には両方の墓地名（納骨堂名）を必ず記入してください。

遺骨の一部を分けて別々にお祭りする場合は分骨といいます。改葬許可申請とは別の手続になりますので、お間違えのないようにしてください。

１．申請書に必要事項を記入し、「申請者」欄に署名する。

※　申請者は、改葬先のお墓をお祭りする方になります。

２．現在埋葬（納骨）している墓地（納骨堂）の管理者に埋葬（納骨）の証明をもらう。

（申請書中に証明者署名捺印欄があります。）

※　管理者がいない場合には、証明できる方（仏教の場合はお寺の住職さんなど）にお願いしてください。

３．市役所で許可をもらう。（手数料はかかりません。）

※　担当は、五島市役所生活環境課環境班になりますが、各支所及び出張所でも対応いたします。

注　意

○　記入漏れがないようにしてください。記入漏れがあると許可できません。

<u>分からない事項があれば「不明」と記入してください</u>。

※　改葬年月日は、改葬先に埋葬（納骨）する日になります。

改葬年月日が決まっていない場合でも、必ず記入してください。（予定でかまいません。）

○　改葬する遺骨全てについて記入してください。

※　１枚の申請書では５名までしか記入できませんので、５名を超える場合は申請書を別にして申請してください。（墓地管理者の署名・印鑑及び申請者の署名はそれぞれに必要です。）

新しい墓地（納骨堂）の管理者に許可書を渡してください。

分からないことがありましたら、下記の担当課までお電話ください。

五島市役所　生活環境課　環境班　TEL:0959-72-6116